

むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書

1. 業務の趣旨

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が業務のために供する施設を適正に管理するとともに、資源ごみとして分別収集された紙類、びん類、ペットボトル及び白色トレイ並びに有害ごみ（以下「資源ごみ等」という。）を定められた荷姿で下北地域一般廃棄物等処理施設（以下「クリーンセンターしもきた」という。）へ搬入するために分別し、クリーンセンターしもきたへ運搬する業務であり、資源回収の効率化を目的としている。

2. 業務の実施

この業務は、むつ市（以下「発注者」という。）が指示する業務の範囲内において、事業協同組合の構成員であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合し、廃棄物の収集運搬の経験を1年以上有するむつ市一般廃棄物収集運搬業の許可事業者のうちから、実際に業務を実施する者（以下「業務実施者」という。）を定め、「委託業務実施者の届」により発注者に届け出た上で、業務実施者が実施すること。

また、業務実施者を変更する場合、委託業務実施者変更申請書を提出すること。

3. 業務内容（川内・脇野沢地区）

- (1) 業務実施者は、発注者が指定する施設である「川内清掃センター」において、市内各収集場所から収集され、搬入された資源ごみ等を適正に分別すること。なお、びん類、ペットボトル等を施設内で洗浄するまでは不要とするが、著しく汚れているものについては、もえるごみ又はもえないごみとして適切に分別すること。
- (2) 業務実施者は、分別済みの資源ごみ等を定められた荷姿で、発注者が指定する施設まで運搬し、搬入すること。
- (3) 業務実施者は、発注者が別に委託する第二類収集運搬業務を遂行している車両を安全、かつ効率的に誘導し、荷下ろしさせなければならない。
- (4) 業務実施者は、分別作業により発生した可燃ごみ及び不燃ごみを適正に処理すると共に、発注者が分別作業のために供する施設を衛生的に管理しなければならない。

4. 業務内容（大畑地区）

- (1) 分別場所となる施設は、業務実施者で手配可能な施設を使用することとし、施設の条件等は、以下のとおり。
 - 1.大畑清掃センターから15 km以内に位置すること。
 - 2.分別作業場所として適切な広さを備えていること。
 - 3.分別物などが風雨にさらされないよう屋根付きであること。
 - 4.施設は業務実施者で所有する、もしくは第三者からの借用を可能とする。なお、本業務委託費には借用等に係る費用も含むこととし、実施事業者が第三者から施設借用をする場合は、その借用に係る費用の支払や、手続き等は業務実施者でおこなうこと。
- 5.業務実施者は業務委託契約後、速やかに分別場所となる施設について発注者に報告すること。

発注者は確認のうえ適正であるか判断し、適正でないと判断された場合、業務実施者は発注者の説明・指示に従い、必要な準備をおこなうこと。

- (2) 業務実施者は、(1)で定めた施設において、市内各収集場所から収集され、搬入された資源ごみ等を適正に分別すること。なお、びん類、ペットボトル等を施設内で洗浄するまでは不要とするが、著しく汚れているものについては、もえるごみ又はもえないごみとして適切に分別すること。
- (3) 業務実施者は、分別済みの資源ごみ等を定められた荷姿で、発注者が指定する施設まで運搬し、搬入すること。
- (4) 業務実施者は、発注者が別に委託する第二類収集運搬業務を遂行している車両を安全、かつ効率的に誘導し、荷下ろしさせなければならない。
- (5) 業務実施者は、分別作業により発生した可燃ごみ及び不燃ごみを適正に処理すると共に、発注者が分別作業のために供する施設を衛生的に管理しなければならない。

5. 搬入施設

業務実施者は、分別した資源ごみ等をクリーンセンターしもきたへ搬入することとし、その際は、当該施設係員の指示に従わなければならない。

また、クリーンセンターしもきたにおける設備の故障等の理由により、資源ごみ等をクリーンセンターしもきたに搬入できない場合、発注者の指示に従わなければならない。

6. 業務の時間及び休日

- (1) 稼働日等は、別紙「むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託指定地区仕様書」のとおりとする。
- (2) 業務の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (3) 休日は、日曜日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び発注者が指定した日とする。

7. 機材及び人員

- (1) 分別作業従事者（非常勤可）は、別紙「むつ市資源ごみ分別運搬業務委託指定地区仕様書」で指定した人数以上とし、発注者が指定する施設における資源ごみ等の分別作業、クリーンセンターしもきたへの資源ごみ等の搬入作業及び発注者が分別作業のために供する施設の衛生管理等を主な業務とする。
- (2) 業務実施者が業務を行うために使用する車両は、むつ市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている車両で、車体の形状が「キャブオーバ」であり、最大積載量が 2,000kg 以上の車両とする。
- (3) 業務実施者は、業務を指導監督する主任者を定め、「委託業務主任者通知書」により発注者に通知しなければならない。
- (4) 業務実施者は、業務に使用する車両 1 台につき 1 人以上（運転手を含む。）の人員を配置し、業務に従事しなければならない。
- (5) 業務実施者は、業務に使用する車両及び人員等について「委託業務使用車両等届出書」により発注者に届け出なければならない。なお、届け出た事項に変更が生じた場合は、速やかに再度、発注者に届け出ること。
- (6) 受注者及び業務実施者は、業務に使用する車両が故障した場合や、交通事故（人身・物損、被

害の大小に限らず)、トラブル等が発生したときは、速やかに適切な措置を施すとともに、発注者に報告し、指示を受けなければならない。この時発生した修理費用等は受注者の負担となるため、十分注意すること。

- (7) 業務実施者は、業務に使用する車両の前後左右 4 か所に「むつ市業務委託車」と明示しなければならない。
- (8) 業務実施者は、業務に使用する車両について、自動車損害任意保険（対人無制限、対物 1 千万円以上、搭乗者障害 1 千万円以上）に加入しなければならない。車両保険については、自己防衛のため加入を推奨する（任意）。
- (9) 業務実施者は、発注者が指定する施設において、発注者が所有するフォークリフト等の機材を使用することができる。なお、フォークリフトを使用する場合、事前に発注者に届け出ること。

8. 業務報告

- (1) 受注者は、業務を実施した日ごとの委託業務履行状況を記入した「資源ごみ等分別運搬業務作業日報」を各月ごとにまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 受注者は、各月ごとの委託業務履行状況を指定された「資源ごみ等分別運搬業務報告書(月報)」にまとめ、翌月の 7 日までに発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。

9. 費用負担

業務の履行に要する費用は、全て受注者又は業務実施者の負担とする。ただし、発注者が受注者又は業務実施者の使用を認めるフォークリフト等の機材に係る燃料費及び経常的な維持管理費並びに発注者が業務のために供する施設の経常的な維持管理費については、発注者の負担とする。

10. 委託料

- (1) 受注者は、各月の業務終了後、翌月の 7 日までに請求書を発注者に提出すること。3 月については、月末までに提出すること。
- (2) 社会情勢及び発注者の指示による運搬経路の変更等、業務内容に変更が生じたことによって燃料費等の必要経費に増減が生じた場合であっても、委託料は変更しない。

11. 厳守事項

- (1) 受注者及び業務実施者は、従業員に対して安全衛生教育等を実施し、事故の防止に努めなければならない。
- (2) 業務実施者は、業務を履行するに当たり、発注者が業務のために供する施設及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。
- (3) 業務実施者は、運搬業務を履行するに当たり、資源ごみ等の飛散や落下を防止する措置を採らなければならない。
- (4) 業務実施者は、本業務に従事している間、発注者が指定した業務以外の廃棄物を収集運搬してはならない。

- (5) 受注者及び業務実施者は、業務を履行するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年むつ市条例第 3 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及びその他の関係法令を遵守し、誠実に業務を履行しなければならない。

12. 自然災害発生時

- (1) 自然災害発生時、発注者・受注者で連絡体制がとれるよう受注者は ①緊急連絡先代表者 1 名、②緊急連絡先代表者（代行者）1 名を選任し発注者へ報告すること。
自然災害発生時、発注者は①緊急連絡先代表者へ連絡をおこなうが、やむを得ない事情で連絡をとることが難しい場合は②代行者へ連絡をおこなう。
- (2) 発注者は災害対策本部の判断、気象状況等を考慮のうえ、受注者に対し収集運搬業務の指示をし、受注者はそれを履行すること。
- (3) 発注者は自然災害に起因する、市内危険箇所の把握に努め、担当する業務実施者へ速やかに情報を共有する。
災害発生時に業務実施者が業務中の場合は、業務実施者は人命第一とし、業務の中断、現場状況について発注者へ報告すること。
- (4) 災害時、受注者は業務実施者で被害がある場合、速やかに発注者へ報告すること。

13. その他

- (1) 受注者及び業務実施者は、災害等により一時的に大量の廃棄物が発生し、発注者からその収集運搬について協力要請があったときは、最大限の協力をしなければならない。
- (2) 感染症の拡大防止について、すべての作業従事者に感染予防の対応を徹底させなければならない。
- (3) 新たな収集運搬体制構築のため、発注者と受注者で協議のうえ、受注者は必要な協力に応じること。
- (4) 発注者、業務実施者は収集運搬業務中の火災発生防止措置に努めなければならない。

む つ 市 資 源 ご み 等 分 別 運 搬 業 務 委 託 指 定 地 区 仕 様 書

[取扱ごみ種 ； 資源ごみ等]

[指定地区・施設及び作業員数]

No.	指 定 地 区	施 設 名 (指 定 地 区)	作業員数 ※パート可
1	川内地区	川 内 清 掃 セ ン タ ー (川 内)	5人以上
2	大畑地区	『むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書』の「4.業務内容(大畑地区)」のとおり	5人以上

[搬入施設 ； 下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」

[業務内容]

- ① 各清掃センターにおいて資源ごみ等の搬入受付関連業務
- ② 受入資源ごみの破袋、分別業務
 - ◇ びん類 ； 市指定袋や不燃ごみ等を除去後、「無色のびん」、「茶色のびん」、「その他の色のびん」の3種に分別する。
 - ◇ ペットボトル ； 市指定袋や可燃ごみ等を除去。
 - ◇ 紙類 ； 「新聞・チラシ」「雑誌(のり製本)」「雑誌(金属製本)」「ダンボール」「紙パック」の5種類に分別後、下北地域一般廃棄物等処理施設「クリーンセンターしもきた」へ分別搬入。
 - ◇ 白色トレイ ； 結束しているひもや、色や模様がついたトレイを除去。
 - ◇ 有害ごみ ； 「蛍光灯」「電球」「乾電池」「水銀体温計・水銀血圧計」「釣り用鉛」「使用済ライター」「エアゾール製品(スプレー缶)」「カセットボンベ」「リチウム蓄電池内蔵小型家電」を任意の容器に分けて分別搬入。
- ③ 分別済み資源ごみ等運搬業務
- ④ 除去後の可燃ごみ及び不燃ごみ運搬業務
- ⑤ 利用施設維持管理業務

[稼働日及び曜日毎の業務内容]

No.	指定地区	稼働日 ； 毎月第1週～第4週(ただし、年末年始を除く)				
		月	火	水	木	金
1	川内	【第1・3週】 第二類 むつB、C、川内分 搬入受付	分別・運搬業務	分別・運搬業務	【第1・3週】 第二類 むつB、C、脇野沢分 搬入受付	
		【第2・4週】 第二類 むつA、川内分 搬入受付			【第2・4週】 第二類 むつA、脇野沢分 搬入受付	
		分別・運搬業務	分別・運搬業務		分別・運搬業務	分別・運搬業務
2	大畑	【第1・3週】 第二類 むつD、大畑分 搬入受付	分別・運搬業務	分別・運搬業務	【第1・3週】 第二類 むつD、大畑分 搬入受付	
		【第2・4週】 第二類 大畑分 搬入受付			【第2・4週】 第二類 大畑分 搬入受付	
		分別・運搬業務	分別・運搬業務		分別・運搬業務	分別・運搬業務

※毎月1日～7日を第1週、8日～14日を第2週、15日～21日を第3週、22日～28日を第4週とする。

[むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託指定地区仕様書]

大畑地区

○業務実施施設：『むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託仕様書』の「4. 業務内容（大畑地区）」のとおり

○資源ごみ等分別作業について

1. びん類：
 - ①市指定袋、不燃ごみ等を除去。
 - ②「無色のびん」「茶色のびん」「その他の色のびん」の3種に分別すること。
 - ③クリーンセンターしもきたへの運搬時、指定のコンテナ(※1)を使用すること。
 - ④特に指示する場合、リターナブルびん(※2)の選別回収に努めること。
2. ペットボトル：
 - ①市指定袋、可燃ごみ等を除去。
 - ②クリーンセンターしもきたへの運搬時、指定のコンテナ(※1)を使用すること。
3. 紙類：
 - ①「新聞・チラシ」「雑誌(のり製本)」「雑誌(金属製本)」「ダンボール」「紙パック」の5種に分別後、クリーンセンターしもきたへ分別搬入。
4. 白色トレイ：
 - ①結束しているひもや、色や模様がついたトレイを除去。
 - ②クリーンセンターしもきたへの運搬時、指定の袋を使用すること。
5. 有害ごみ：
 - ①「蛍光灯」「電球」「乾電池」「水銀体温計・水銀血圧計」「釣り用鉛」「使用済ライター」「エアゾール製品(スプレー缶)」「カセットボンベ」「リチウムイオン電池内蔵小型家電」を任意の容器に分けて分別搬入。

(※1) コンテナボックス(外寸1700×1240×730mm 内寸1580×1100×590mm)

(※2) 汚れや塗料が付着していない、きれいな一升びん(茶色、緑色)及びビールびん

(※3) エコパック(900×900×900mm) 又はコンテナボックス(※1)

○稼働日及び業務内容

稼働日	受入ごみ種	運搬計画(※計画変更して運搬する場合、要連絡)
毎週 月 曜日	(第1～4月曜) びん類 ペットボトル (第1・3月曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1～4月曜) ペットボトル(午後2時頃までに搬入すること) びん類、紙類 (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬
毎週 火 曜日	(第1～4火曜) びん類 ペットボトル (第1・3火曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1～4火曜) ペットボトル(午後2時頃までに搬入すること) びん類、紙類 (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬
毎週 水 曜日	/	(第1・3水曜) 紙類、白色トレイ、有害ごみ (第2・4水曜) ペットボトル(午後2時頃までに搬入すること) びん類、紙類 (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬 ※1日が水曜日の月は1週間ずらす(2月を除く)。
毎週 木 曜日	(第1～4木曜) びん類 ペットボトル (第1・3木曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1～4木曜) 紙類、白色トレイ、有害ごみ (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬
毎週 金 曜日	(第1～4金曜) びん類 ペットボトル (第1・3金曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1～4金曜) 紙類、白色トレイ、有害ごみ (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31～1/3)及び指定した「稼働日」を除いた日とする。

※ 毎月1日～7日が第1、8日～14日が第2、15日～21日が第3、22日～28日が第4()曜日。

[むつ市資源ごみ等分別運搬業務委託指定地区仕様書]

川内地区

○業務実施施設 : 川内清掃センター

○資源ごみ等分別作業について

1. びん類 : ①市指定袋、不燃ごみ等を除去。
②「無色のびん」「茶色のびん」「その他の色のびん」の3種に分別すること。
③クリーンセンターしもきたへの運搬時、指定のコンテナ(※1)を使用すること。
④特に指示する場合、リターナブルびん(※2)の選別回収に努めること。
2. ペットボトル : ①市指定袋、可燃ごみ等を除去。
②クリーンセンターしもきたへの運搬時、指定のコンテナ(※1)を使用すること。
3. 紙類 : ①「新聞・チラシ」「雑誌(のり製本)」「雑誌(金属製本)」「ダンボール」「紙パック」の5種に分別後、クリーンセンターしもきたへ分別搬入。
4. 白色トレイ : ①結束しているひもや、色や模様がついたトレイを除去。
②クリーンセンターしもきたへの運搬時、指定の袋を使用すること。
5. 有害ごみ : ①「蛍光灯」「電球」「乾電池」「水銀体温計・水銀血圧計」「釣り用鉛」「使用済ライター」「エアゾール製品(スプレー缶)」「カセットボンベ」「リチウムイオン電池内蔵小型家電」を任意の容器に分けて分別搬入。

(※1) コンテナボックス(外寸1700×1240×730mm 内寸1580×1100×590mm)

(※2) 汚れや塗料が付着していない、きれいな一升びん(茶色、緑色)及びビールびん

(※3) エコパック(900×900×900mm)又はコンテナボックス(※1)

○稼働日及び業務内容

稼働日	受入ごみ種	運搬計画(※計画変更して運搬する場合、要連絡)
毎週 月 曜日	(第1~4月曜) びん類 ペットボトル (第1・3月曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1~4月曜) 紙類、白色トレイ、有害ごみ (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬
毎週 火 曜日	(第1~4火曜) びん類 ペットボトル (第1・3火曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1~4火曜) 紙類、白色トレイ、有害ごみ (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬
毎週 水 曜日	/	(第1・3水曜) ペットボトル(午後2時頃までに搬入すること) びん類、紙類 (第2・4水曜) 紙類、白色トレイ、有害ごみ (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬 ※1日が水曜日の月は1週間ずらす(2月を除く)。
毎週 木 曜日	(第1~4木曜) びん類 ペットボトル (第1・3木曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1~4木曜) ペットボトル(午後2時頃までに搬入すること) びん類、紙類 (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬
毎週 金 曜日	(第1~4金曜) びん類 ペットボトル (第1・3金曜) 紙類 白色トレイ 有害ごみ	(第1~4金曜) ペットボトル(午後2時頃までに搬入すること) びん類、紙類 (上記以外) クリーンセンターしもきたへ連絡の上、適宜運搬

※ 休日は、日曜日、年末年始(12/31~1/3)及び指定した「稼働日」を除いた日とする。

※ 毎月1日~7日が第1、8日~14日が第2、15日~21日が第3、22日~28日が第4()曜日。

令和8年度 むつ市資源ごみ等分別運搬業務指定区域別業務負担見込一覧表

【取扱ごみ種：資源ごみ（びん類・ペットボトル・紙類・白色トレイ）、有害ごみ】

No.	地区	ごみ種	運搬量 (見込) [t/年]	稼動 日数 [日]	走行距離 (見込) [km/日]	運搬 回数 [回/日]	備考
1	大畑	びん類	38	259	100	2	①第二類(むつD)実施者 ; びん類、ペットボトル搬入 ②第二類(大畑)実施者 ; びん類、ペットボトル、紙類、 白色トレイ、有害ごみ搬入
		ペットボトル	17				
		紙類	71				
		白色トレイ	0.2				
		有害ごみ	2				
2	川内	びん類	71	259	120	2	①第二類(むつA、B、C)実施者 ; びん類、ペットボトル搬入 ②第二類(川内・脇野沢)実施者
		ペットボトル	27				
		紙類	86				
		白色トレイ	0.1				
		有害ごみ	2				

※1. 運搬量は、令和8年1月までの実績を基に算出した見込量。

※2. 走行距離は、1日当たりの見込距離。

(ただし、最大積載量2,000kgのキャブオーバを使用した場合とする。)

※3. 運搬回数は、1日当たりのクリーンセンターしもきたへの搬入見込回数。

(ただし、最大積載量2,000kgのキャブオーバを使用した場合とする。)